

埼玉県立岩槻高等学校 部活動に係る活動方針（2019年4月策定）

◆活動の基本方針

- 部活動を奨励し、自主的精神に充ちた心身ともに健康な生徒の育成と個性の豊かな伸長を目指し、本校教育目標の実現を図る。
- 国のガイドライン及び県の方針を踏まえ、合理的でかつ効果的・効率的な活動を実践し、部活動参加者の心身の健康の増進と学校教育活動の充実を図る。

◆指導体制の整備について

- 各顧問は、年間・月間の活動計画及び活動実績を作成する。
- 作成した各種計画は、生徒及び保護者に公表できるようにする。
- 管理職員は、部活動の視察を適宜実施し必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 学校組織編成上無理のない範囲で、複数顧問制による指導体制を整える。
- 外部指導者の活用などを含め、専門的な指導を生徒に提供するように努める。
- 顧問が活動場所を離れる場合など、事故防止のための生徒への指示・指導を徹底し、全教職員で安全に配慮した活動内容にする。
- 活動の内容（①準備・整理活動、②自主的活動、③全体活動、④校外活動、⑤競技会（発表会）活動）を精査し、合理的でかつ効果的・効率的な活動を行う。

◆具体的な活動の進め方について

- 効率的で安全な活動プログラムを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるように校内研修を実施し、校外で実施される研修会や講習会等への積極的な参加を推進する。
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 教職員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 顧問教諭、担任、養護教諭等が連携を図り、生徒間のいじめやトラブル等を防止する。
- 部活動顧問会での定期的な情報交換を行う。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職員の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆適切な休養日等の設定について

競技会や公式戦、コンクールや発表会での成果を目指すことなどが伴うことから、活動を鍛練期・休養期などに分けて内容を精査しながら、年間を通じて、健康的でバランスの取れた生徒の学校生活の維持と教職員の負担軽減を踏まえ、原則として、以下のとおり設定をする。

- 「学期中は、原則として週2日以上休養日を設ける（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）」の方針を踏まえ、年間52週相当に換算した休養日を設定する。
- 原則として、定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は停止する。
- 1日の「全体活動」時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じ、連続する3日間程度の休養日を設定する。
- 各種大会やコンクール等への出場を精査し負担軽減を図る。
- 毎月21日（21日が週休日や祝日の場合にはその前の課業日）は、ふれあいデーとし、部活動の終了時刻を繰り上げ、教職員の定時退勤を心がける。

<参考> 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁 平成30年3月19日付）
「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（埼玉県教育委員会 平成30年7月13日付）